## 〈主な内容変更・新設部分のみ〉クラウドワークス利用規約　新旧対照表

| 旧 | 新 | 備考欄 |
|---|---|---|
| 第2条　定義<br><br>（中略）<br>「クローズドベータ版」：弊社が特に認めた会員にのみ利用が可能なバージョンの本サービスをさします。 | 第2条　定義<br><br>（中略）<br>(13)「仮払い」：第16条第1項に定めるいずれかの方法により支払われた本取引にかかる金銭の支払いのうち、オプション料金及び追加支払料金以外のものをさします。 | 新設<br><br>削除 |
| 第4条　会員登録<br><br>1. 会員登録手続を行うことができるのは、その会員となる本人（法人の場合には対外的な契約権限を有する者）に限るものとし、代理人による会員登録は認められないものとします。<br><br>（中略）<br>4. 会員として登録できる者の資格・条件は以下の通りです。但し、法人の場合には第1号及び第2号は適用されません。<br>(1)～(5)　略<br>(6) 過去、現在又は将来にわたって、暴力団等の反社会的勢力に所属せず、これらのものと関係を有しないこと。<br>.<br>.<br>.<br>（中略）<br>5. 弊社は、会員登録手続を行った個人又は法人が以下の各号に該当する場合、会員として登録することを承諾しない場合があります。また、承諾・登録後であっても、会員について以下の各号に該当する事実が判明した場合には、承諾・登録を取り消すことがあります。<br>(1) 会員登録の資格・条件を満たさない場合又は満たさなくなった場合。<br>(2) 入力された登録情報に虚偽の情報があることが判明した場合。<br>(3) 弊社からの電子メールを受領できない場合。<br>(4) 本利用規約に違反する行為を行った場合。<br>(5) その他弊社が当該会員の登録が不適切であると判断した場合。 | 第4条　会員登録<br><br>1.会員登録手続を行うことができるのは、その会員となる本人に限るものとし、代理人による会員登録は認められないものとします。会員となろうとする者が法人の場合には、当該法人の従業員のうち、当該法人の社内規則及び決裁手続に基づき、当該法人を代表して対外的に契約を締結できる権限を付与された者に限るものとし、それら以外の代理人による会員登録は認められないものとします。<br><br>4. 会員として登録できる者の資格・条件は以下の通りです。但し、法人の場合には第1号及び第2号は適用されません。<br>(1)～(5)　略<br>(6) 過去5年以内に、暴力団等の反社会的勢力に所属せず、これらのものとの関係を有していないこと<br>(7) 日本又は海外において適法に就労するための要件を満たしていること<br>(8) 自己の所属する組織体の規則に反した行為をしていないこと<br>.<br><br>5. 弊社は、会員登録手続を行った個人又は法人が以下の各号の一に該当する場合は、会員として登録することを承諾しない場合があります。<br>(1) 第5条第1項の各号の一に該当することが判明した場合、又はそのおそれがあると認められる場合<br>(2) 本人（法人の場合は、第1項にいう対外的に契約を締結する権限を付与された者）以外の代理人による登録の申込みであることが判明した場合<br>(3) その他弊社が会員登録を不適切であると判断した場合<br><br>6.弊社は、会員として登録することを承諾しない場合、当該会員登録手続を行った者に対し、承諾しない理由を開示及び説明する義務を負わず、承諾しないことによってその者に生じる損害については一切責任を負いません。<br>7.会員は、2つ以上のアカウントを保有することができないものとします。ただし、弊社が別途承認した場合はこの限りではありません。 | 変更<br><br>変更<br><br>新設<br>新設<br><br>変更<br><br>新設<br><br>新設 |
| | 第5条　会員登録の取消等・退会<br><br>1.第4条に基づく会員登録後であっても、会員について以下の各号の一に該当する事実が判明した場合には、会員登録の取り消し、本サービス利用の停止、その他会員としての権利の剥奪等弊社が必要と判断する措置を行う場合があります。<br>(1) 入力された登録情報に虚偽の情報があることが判明した場合<br>(2) 第4条に定める会員の資格・条件を満たしていないことが判明した場合、又は満たさなくなった場合<br>(3) 法令又は本利用規約及び各種ガイドラインに違反する行為を行った場合、又は当該行為を行うおそれがあると認められる場合<br>(4) 会員登録を行った当該個人又は法人が、弊社又は弊社グループ企業が提供する各種サービスにおいて、過去に弊社、他の会員又は第三者との間で何らかのトラブルを起こしていることが判明した場合<br>(5) 他の会員や第三者との間で発生した争いが、弊社所定の水準を超えた場合<br>(6) 他の会員や第三者から受ける苦情が、弊社所定の水準を超えた場合（当該会員について、他の会員や第三者から弊社が受ける苦情を含みます）<br>(7) 1年以内に1回以上のログインがなかった場合<br>(8) 弊社から送付された電子メールを受領することができない場合、又は弊社からの連絡に対して30日以上応答が無い場合<br>(9) その他弊社が当該会員の登録が不適切であると判断した場合、又は弊社が本サイトの運営上支障があると判断した場合<br>2.弊社は、前項に定める措置により会員又は第三者に損害が発生した場合であっても、一切責任を負わないものとします。<br>なお、弊社は、前項に定める措置の対象となった会員が出金することのできる状態にある金銭、及び今後支払われる予定であった金銭について、弊社の判断により、支払留保又は別途弊社が指定する他の方法による精算等、必要な処置を行うことができるものとします。<br>（略） | 新設 |
| 第5条　本サービスの内容<br><br>（中略）<br>2. 本サービスは、クライアントとメンバーが直接業務委託契約を締結することを目的とするものであり、弊社は本取引の当事者とはなりません。<br>但し、本取引に基づくクライアントからメンバーに対する報酬の支払事務は、第12条に定めるところにより、弊社がメンバーに代わり当該報酬を受領し、それを弊社がメンバーに引渡すことにより行われるものとします。メンバーは、本項において、弊社に対して、本規約に定める条件に従いクライアントからの報酬をメンバーに代理して受領する権限を付与したものとみなします。<br>（略） | 第6条　本サービスの内容について<br><br>（中略）<br>2. 本サービスは、クライアントとワーカーが直接業務委託契約を締結することを目的とするものであり、弊社は本サイト上で締結される本取引の当事者とはなりません。<br>3. 本取引に基づくクライアントからワーカーに対する報酬の支払事務は、弊社がワーカーに代わり当該報酬を受領し、それを弊社がワーカーに引渡すことにより行われるものとします。ワーカーと弊社の間には代理受領契約が成立するものとし、当該契約に基づき、ワーカーは弊社に対して、クライアントに対して有する報酬請求権の代理受領権を授与するものとします。<br>（略） | 変更 |

## 〈主な内容変更・新設部分のみ〉クラウドワークス利用規約　新旧対照表

| 旧 | 新 | 備考欄 |
|---|---|---|
| | 第7条　本サービスの利用について<br><br>（中略）<br>3. 会員は、依頼する業務内容の登録にあたり、具体的内容を明らかにする必要があるものとし、本サイト外へ誘導する記載又は行為を行ってはならないものとします。<br>4. 会員は、秘密保持義務、競業避止義務、その他自己が他者に対して負う義務に違反してはならないものとします。<br>5. 弊社は、会員の希望又は弊社の基準に基づき、別途弊社所定の本人確認を行う場合があります。この場合、会員は、以下各号の事項につき承諾し従うものとします。<br>(1) 本人確認が完了した会員については本人確認登録が行われるものとし、本人確認登録が完了しない会員は、本サービスの一部又は全部の利用について制約を受ける場合があること<br>(2) 会員が本人確認を行う場合、弊社に対し、虚偽、偽造、変造又は誤認を与える資料を本人確認書類として提出しないこと<br>(3) 本人確認登録後、本人確認時に会員が虚偽、偽造、変造又は誤解を与える資料を本人確認書類として提出した疑いがある場合、なりすましの疑いがある場合、その他弊社が必要と判断した場合は、再度、弊社が指定する証明書類の提出を求めること<br>(4) 弊社が別途定める期日までに証明書類の再提出がなされない場合、会員に通知することなく、会員の本サービスの利用の停止又は会員資格の取消等を行うこと<br>(5) 会員は、弊社が指定する証明書類の提出をするまで、本サービスの一部又は全部の利用について制約を受ける場合があること<br>(6) 弊社が本条に基づき本サービスの一部又は全部の利用の制限、本サービスの利用を停止若しくは会員資格の取消等の措置を行ったことにより、会員が何らかの損害を被ったとしても、弊社は一切の責任を負わないこと<br>(7) 本人確認登録は、あくまで本人確認書類と本サイトへの登録情報との合致を確認するだけであり、弊社は、当該会員の存在、責任能力、業務遂行能力、連絡先情報の正確性、その他の能力の有無等を一切保証せず、何ら責任を負わないこと | 新設 |
| 第5条　本サービスの内容<br><br>（中略）<br>7. クライアントがコンペ形式による取引を選択した場合、クライアントは、仕事の依頼に際して報酬金額を設定し、弊社に対して、報酬金額と同額のコンペ保証料を支払うものとします。但し、クライアントが、預託金制度に基づき弊社に預託金を収めている場合で、預託金制度を利用した取引の未払い報酬の総額（メンバーへの支払いが確定していないコンペ形式の報酬総額とタスク形式の予算総額を含みます。）と当該報酬金額との合計額が、預託金の額を超えない場合には、コンペ保証料を支払わないことができるものとします。なお、コンペ保証料の支払いの時期及び方法については、第12条に定めるところに従うものとします。<br><br>（中略）<br>10. クライアントがタスク形式による取引を選択した場合、クライアントは、タスクの依頼に際してタスクの総数とタスクごとの単価を設定し、弊社に対して、タスクの単価の総数とタスクごとの単価を乗じた総額（以下「予算額」といいます。）をタスク保証料として支払うものとします。但し、クライアントが、預託金制度に基づき弊社に預託金を収めている場合で、預託金制度を利用した取引の未払い報酬の総額（メンバーへの支払いが確定していないコンペ形式の報酬総額とタスク形式の予算総額を含みます。）と当該予算額との合計額が、預託金の額を超えない場合には、タスク保証料を支払わないことができるものとします。なお、タスク保証料の支払いの時期及び方法については、第12条に定めるところに従うものとします。<br>（略） | 第8条　システム利用料及び保証料について<br><br>2. クライアントがコンペ形式による取引を選択した場合、弊社及びクライアント間でコンペ保証料に関する金銭預託契約が成立するものとし、クライアントは、当該契約に基づき、弊社に対して、仕事の依頼に際して設定した報酬金額と同額のコンペ保証料を支払うものとします。但し、クライアントが、預託金制度に基づき弊社に預託金を収めている場合で、預託金制度を利用した取引の未払い報酬の総額（ワーカーへの支払いが確定していないコンペ形式の報酬総額とタスク形式の予算総額を含む）と当該報酬金額との合計額が、預託金の額を超えない場合には、コンペ保証料を支払わないことができるものとします。なお、コンペ保証料の支払いの時期及び方法については、第16条に定めるところに従うものとします。<br><br>（中略）<br>5. クライアントがタスク形式による取引を選択した場合、弊社及びクライアント間でタスク保証料に関する金銭預託契約が成立するものとし、クライアントは、当該契約に基づき、弊社に対して、タスクの依頼に際して設定したタスクの単価の総数とタスクごとの単価を乗じた総額（以下「予算額」といいます。）をタスク保証料として支払うものとします。<br>但し、クライアントが、預託金制度に基づき弊社に預託金を収めている場合で、預託金制度を利用した取引の未払い報酬の総額（ワーカーへの支払いが確定していないコンペ形式の報酬総額とタスク形式の予算総額を含みます。）と当該予算額との合計額が、預託金の額を超えない場合には、タスク保証料を支払わないことができるものとします。なお、タスク保証料の支払いの時期及び方法については、第16条に定めるところに従うものとします。<br>（略） | 変更<br><br>変更 |
| 第10条　コンペ形式における本取引の成立<br><br>（中略）<br>12. クライアントがコンペ形式による取引を選択した場合、メンバーが作成した成果物は本サービス内で公開されるものとします。但し、弊社が事前に承諾した場合はこれに限りません。 | 第14条　コンペ形式における本取引の成立<br><br>（中略）<br>12. クライアントがコンペ形式による取引を選択した場合、ワーカーが作成した成果物は本サービス内で公開されるものとします。但し、クライアントが有料オプションを利用した場合はこの限りではありません。 | 変更 |
| 第12条　決済手続き<br><br>（中略）<br>9. 本条第1項から本条第8項までの規定に拘らず、クライアントが希望し、債権回収業者による審査に通過した場合には、クライアントは、弊社が指定する後払いサービスを利用することができます。クライアントは、報酬の支払方法として後払いサービスを利用する場合は、債権回収業者との間において後払いサービスの利用に関する契約を締結し、当該契約を有効に維持するものとします。会員は、以下の各号に定める事項について異議なく承諾するものとします。<br>(1) クライアントが後払いサービスを利用する場合、本取引に基づいてメンバーがクライアントに対して有する報酬債権は発生と同時にメンバーから弊社へ、弊社から債権回収業者に譲渡されること。<br>（略） | 第16条　決済手続き<br><br>（中略）<br>9. 本条第1項から本条第8項までの規定にかかわらず、クライアントが希望し、決済代行業者による審査に通過した場合には、クライアントは、弊社が指定する後払いサービスを利用することができます。クライアントは、報酬の支払方法として後払いサービスを利用する場合は、決済代行業者との間において後払いサービスの利用に関する契約を締結し、当該契約を有効に維持するものとします。会員は、以下の各号に定める事項について異議なく承諾するものとします。<br>(1) クライアントが後払いサービスを利用する場合、第6条第3項に基づき発生したワーカーがクライアントに対して有する報酬債権は、その発生と同時にワーカーから弊社に譲渡され、弊社と決済代行業者との間で合意した時点で弊社から決済代行業者に譲渡されること<br>（略） | 変更 |

## 〈主な内容変更・新設部分のみ〉クラウドワークス利用規約　新旧対照表

| 旧 | 新 | 備考欄 |
|---|---|---|
| 第14条　本取引の成果物等に関する知的財産権及びその利用<br><br>1. 本サービスを通じてメンバーがクライアントに対して納品した成果物に関する著作権等 の知的財産権（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。）は、本取引の業務が完了するまでの間はメンバーに帰属するものとし、本取引の業務が完了した段階でクライアントに移転・帰属するものとします（メンバーが本取引開始前より有している知的財産権（以下「留保知的財産権」といいます。）を除きます。但し、メンバーはクライアントに対し、当該成果物を利用するために必要な範囲で留保知的財産権の利用（第三者への使用許諾を含む。）を無償で許諾するものとします。）。但し、第三者の保有する知的財産権について、第三者の許可を得た上でメンバーが成果物に利用した場合、該当する知的財産権は、第三者に帰属し、クライアントに移転・帰属しないものとします。また、メンバーはクライアントに対して、当該成果物にかかる著作者人格権を行使しないものとします。<br>なお、本取引の中において別途取決めがある場合は、同取決めを優先します。<br><br>2. 前項にかかわらず、コンペ形式による取引において、本取引成立後、メンバーが成果物の引渡し義務の履行を遅滞し、クライアントがその履行を催告したにもかかわらず、メンバーが1週間以内に成果物を納品しない場合、同期間の経過をもって、メンバーが提案した成果物に関する著作権等の知的財産権は、クライアントに移転・帰属するものとします。また、コンペ形式による取引において、クライアントが、メンバーに対し、本サービスにおける通常の連絡手段を用いて連絡をしたにもかかわらず、1週間以上連絡がとれない状況が継続した場合も同様とします。<br>3. コンペ形式においてメンバーが提案した成果物 や会員がプロフィールやポートフォリオ等又は電子掲示板に掲載又は投稿した画像、テキスト、プログラム等、本サービス上で会員が作成・登録・提供・掲載した一切の画像、テキスト、プログラム等について、弊社は、本サイトや販促物に掲載する等、弊社が本サービスの広告宣伝等のために必要と判断する利用目的に、無償で永続的に利用できるものとします。<br>また、かかる利用に際して、会員は、弊社に対して、著作者人格権を行使しないものとします。 | 第17条　本取引の成果物等に関する知的財産権及びその利用<br><br>1. ワーカーがクライアントに対して納品した成果物に関する著作権等の知的財産権（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。）は、本取引によって譲渡がなされない限り、作成した会員自身に帰属するものとします。なお、本取引の中において別途取決めがある場合は、同取決めが優先されるものとします。<br><br>2. 第三者の保有する知的財産権を成果物に利用する場合、ワーカーは当該第三者の事前の許可を得るものとし、クライアントに対して第三者の権利侵害をしていないことを保証するものとします。ワーカーが当該保証に反していることが明らかになった場合、ワーカーはクライアントに対して損害賠償その他の責任を負うものとし、会員間で直接協議及び解決をするものとします。<br><br>3. ワーカーは、本取引によって知的財産権をクライアントに譲渡した成果物につき、クライアント又はクライアントの取引先に対し、著作者人格権を行使しないものとします。 | 変更<br><br>新設<br><br>新設<br><br>削除<br><br>削除 |
| 第17条　秘密情報の取り扱い<br><br>（略） | 第20条　秘密情報の取り扱い<br><br>（中略）<br>3. 会員は、本取引を開始する前に、必要に応じ、別途秘密保持契約等を締結し、相互の秘密保持に努めるものとします。<br>（略） | 新設 |
| 第19条　禁止事項<br><br>（略） | 第22条　禁止事項<br><br>（中略）<br>(6) 本サービスにおけるアカウントを第三者との間で売買する行為、又は売買を試みる行為<br><br>（略）<br>(37) 日本又は海外において適法に就労するための要件を満たしていないまま就労する行為、又はそれを助長する行為<br>(38) 自己の所属する組織体の規則に違反する行為 | 新設 |
| 第22条　弊社からの連絡又は通知<br><br>（中略）<br>3. 弊社からの連絡又は通知を受け取りたくない場合は、本サービス内、「メールアドレス・パスワード編集」ページにおいて、「メール配信を希望する」のチェックボックスを外すことで変更ができるものとします。 | 第27条　弊社からの連絡又は通知<br><br>（中略）<br>3. 利用者は、弊社からの連絡又は通知を受け取りたくない場合は、マイページにおいて設定の変更をすることができるものとします。但し、利用者が弊社からの連絡又は通知を受け取らない設定にしている場合であっても、弊社は、重要なお知らせについては連絡又は通知を行うことができるものとします。 | 変更 |
| 第24条　免責<br><br>（中略）<br>6. 弊社は、コンペ形式においてメンバーが提案した成果物、会員がプロフィールやポートフォリオ等又は電子掲示板に掲載又は投稿した画像、テキスト、プログラム等、本サービス上で会員が作成・登録・提供・掲載・投稿した一切の画像、テキスト、プログラム等について、本サイトの円滑な運営又は本サービスの継続的な提供のために必要な範囲内で、弊社の判断により、変更、切除その他の改変を行うことができるものとし、これらによる一切の不利益・損害について弊社は一切責任を負いません。 | 第29条　免責<br><br>（中略）<br>6. 弊社は、本サービス上で会員が作成・登録・提供・掲載・投稿した一切の画像、テキスト、プログラム等について、本サイトの円滑な運営又は本サービスの継続的な提供のために必要な範囲内で、弊社の判断により、使用・公開等を行うことができるものとし、これらによる一切の不利益・損害について弊社は一切責任を負いません。 | 変更 |
| 第27条　基準時間<br><br>本サービスの提供にあたって基準となる時刻は、全て弊社のサーバ内で管理されている時刻によるものとします。 | | 削除 |